

三鷹市市民協働センター会議室及び附属器具使用申請書

(あて先) 特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク 代表理事
次のとおり会議室及び附属器具の使用を申請します。

申請者	団体名・サークル名					
	住所					
	電話番号	()				
	氏名					
使用年月日		使用区分	使用施設名 (○で囲んでください。)		使用予定者数	
①	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面(黒板側・窓側)・第2会議室・第3会議室		人	
②	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面(黒板側・窓側)・第2会議室・第3会議室		人	
③	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面(黒板側・窓側)・第2会議室・第3会議室		人	
行事名・内容						
参加費		無・有()円(参加費が1人につき5,000円以上の場合は、使用料が1.5倍になります。)				
特別の設備・附属器具以外の器具の使用		無・有()				
使用目的		会議・研修会・講習会・その他()				
施設名	区分	午前	午後	夜間	全日	金額 (参加費が1人につき5,000円以上の場合は、使用料が1.5倍になります。)
		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:30	9:00~21:30	
第1会議室(定員130人)		3,800円	5,100円	6,100円	13,800円	※
第1会議室半面(定員50人)		1,900円	2,500円	3,000円	6,900円	※
第2会議室(定員50人)		1,900円	2,500円	3,000円	6,800円	※
第3会議室(定員15人)		500円	700円	800円	1,800円	※
附属器具名		使用日	使用料	数	金額	
音響設備(ワイヤレスマイク2本)(第1会議室のみ)		①・②・③	500円	式	※	
ポータブルアンプセット(ワイヤレスマイク2本)		①・②・③	500円	式	※	
追加マイク(ワイヤレスマイク、有線マイク又はピンマイク)		①・②・③	100円	本	※	
ノート型パーソナルコンピュータ		①・②・③	1,000円	台	※	
プロジェクター		①・②・③	1,000円	台	※	
書画カメラ及びプロジェクター		①・②・③	1,500円	式	※	
無料備品	必要な備品と使用日に○を付けてください。 モニター ・ DVDプレイヤー ・ CDプレイヤー ・ 電気ポット () 本 使用日 ①・②・③					
※合計金額		円				

備考 1 ※欄は記入不要です。
2 個人情報について、個人情報の保護に関する法律第69条の規定に基づき、本申請に係る連絡・確認以外に使用しません。

三鷹市市民協働センター会議室及び附属器具使用承認書兼使用料領収書

特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク 代表理事
登録番号

次のとおり会議室及び附属器具の使用を承認します。

申請者	団体名・サークル名					
	住所					
	電話番号	()				
	氏名					
使用年月日		使用区分	使用施設名 (○で囲んでください。)		使用予定人数	
①	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面(黒板側・窓側)・第2会議室・第3会議室		人	
②	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面(黒板側・窓側)・第2会議室・第3会議室		人	
③	年 月 日 ()	午前・午後・夜間・全日	第1全面・第1半面(黒板側・窓側)・第2会議室・第3会議室		人	
行事名・内容						
参加費		無・有()円(参加費が1人につき5,000円以上の場合は、使用料が1.5倍になります。)				
特別の設備・附属器具以外の器具の使用		無・有()				
使用目的		会議・研修会・講習会・その他()				
施設名	区分	午前	午後	夜間	全日	金額 (参加費が1人につき5,000円以上の場合は、使用料が1.5倍になります。)
		9:00~12:00	13:00~17:00	17:30~21:30	9:00~21:30	
第1会議室(定員130人)		3,800円	5,100円	6,100円	13,800円	
第1会議室半面(定員50人)		1,900円	2,500円	3,000円	6,900円	
第2会議室(定員50人)		1,900円	2,500円	3,000円	6,800円	
第3会議室(定員15人)		500円	700円	800円	1,800円	
附属器具名		使用日	使用料	数	金額	
音響設備(ワイヤレスマイク2本)(第1会議室のみ)		①・②・③	500円	式		
ポータブルアンプセット(ワイヤレスマイク2本)		①・②・③	500円	式		
追加マイク(ワイヤレスマイク、有線マイク又はピンマイク)		①・②・③	100円	本		
ノート型パーソナルコンピュータ		①・②・③	1,000円	台		
プロジェクター		①・②・③	1,000円	台		
書画カメラ及びプロジェクター		①・②・③	1,500円	式		
無料備品	必要な備品と使用日に○を付けてください。 モニター ・ DVDプレイヤー ・ CDプレイヤー ・ 電気ポット () 本 使用日 ①・②・③				領収印	
<p style="text-align: center;">領収書</p> 下記使用料を領収しました。 使用料 円						

備考 個人情報について、個人情報の保護に関する法律第69条の規定に基づき、本申請に係る連絡・確認以外に使用しません。

(裏)

会議室及び附属器具の使用上の注意

- ごみはお持ち帰りください。
- 定員を超えての入場はできません。
- 駐車場は、会議室（有料）の利用者専用です。会議室1室につき、車1台の駐車が可能です。
- 敷地内（前面歩道含む。）は全面禁煙です。
- 建物は防音構造ではございませんので、マイクの音量は他のお客様や近隣の皆様の迷惑にならない程度でお願いします。なお、生歌・楽器の生演奏や激しい運動（ダンスなど）はお断りします。
- 水や火を使った利用は禁止です。
- アルコール類を伴う飲食をすることもできますが、飲食に伴う食中毒及び事故等については、その責任は負いかねます。
- 利用期間中の展示品の管理や入場等の整理誘導等は利用者の責任で行ってください。市民協働センター利用期間中に盗難その他の事故があっても、その責任は負いかねます。
- 終了後は会場及び備品は必ず元の状態に戻してください。なお、破損又は滅失した場合は相当額の弁償をしていただく場合があります。
- お子様の行動については、保護者がその責任を負うことをお約束ください。
- 危険物や不審物の持ち込みはお断りします。
- 許可なく、旗・幕・プラカードその他これらに類する物を持ち込むことはお断りします。
- 騒音や大声、暴力行為などの他の使用者の迷惑となる行為、申請書に記載された内容と異なる使用方法及び公序良俗に反する行為があった場合、直ちに会議室の使用を中止させていただきます。

会議室及び附属器具の減免（1週間前までに申請が必要です。）

市・都・国・その他公共団体（社会福祉協議会等）が主催する事業	無料
市・都・国・その他公共団体（社会福祉協議会等）との共催事業	無料
市・都・国・その他公共団体（社会福祉協議会等）から後援を得て行う事業	半額

使用料の還付区分	還付率
天災地変等の理由により使用することができなくなったとき。	100%
市又は指定管理者の都合により使用承認を取り消したとき。	100%
使用日の2月前までに使用の取消しを申し出たとき。	100%
使用日の1月前までに使用の取消しを申し出たとき。	50%
使用日の5日前までに使用の取消しを申し出たとき。	20%

※民法の規定により初日不算入

使用に関してご不明な点がございましたら、お気軽に受付窓口におたずねください。

三鷹市市民協働センター